

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南市実行委員会

第4回総会



日 時 : 令和7年4月10日 14時00分より
場 所 : サンライフ甲西

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会

第4回総会 次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

第1号報告 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会役員・委員の変更等

4 審議事項

第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会令和6年度事業報告(案)

第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会令和6年度収支決算(案)

第3号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会令和7年度事業計画(案)

第4号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会令和7年度収支予算(案)

5 その他

6 閉 会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会

第4回総会資料 目次

報告事項

第1号報告	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会役員・委員の変更等	・ ・ ・	1
-------	-------------------------------------	-------	---

審議事項

第1号議案	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会令和6年度事業報告(案)	・ ・ ・	7
第2号議案	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会令和6年度収支決算(案)	・ ・ ・	15
第3号議案	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会令和7年度事業計画(案)	・ ・ ・	17
第4号議案	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会令和7年度収支予算(案)	・ ・ ・	21

参考資料

参考資料1	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会組織図	・ ・ ・	22
参考資料2	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会会則	・ ・ ・	23
参考資料3	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会専門委員会規程	・ ・ ・	27

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会 役員・委員の変更等

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会会則第 8 条第 1 項に基づき、令和 6 年 4 月 24 日から令和 7 年 4 月 10 日までの間におけるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会役員および委員の変更および同会則第 4 条第 2 項の規定に基づき、新たに委嘱したことについて、同会則第 8 条第 3 項に基づき、次のとおり報告します。

（順不同・敬称略）

会長（1 名）

機関・団体・役職名	後任者	前任者
湖南市 市長	松浦 加代子	生田 邦夫

副会長（2 名）

機関・団体・役職名	後任者	前任者
湖南市 副市長	中村 元則	橋本 弘三
湖南市 教育長	法山 由紀子	松浦 加代子

常任委員（8 名）

機関・団体・役職名	後任者	前任者
湖南市小学校長会 会長	大濱 早苗	山田 英樹
湖南市中学校長会 会長	谷口 浩美	藪下 和彦
滋賀県甲賀警察署 署長	橋本 登	筒居 昭博
甲賀広域行政組合消防本部 消防長	藤川 博樹	川島 辰道
滋賀県甲賀土木事務所 所長	谷口 俊幸	廣田 良源
湖南市総合政策部 部長	今村 典生	竹内 範行
湖南市こども未来応援部 部長	竹内 範行	今井 操
湖南市環境経済部 部長	青木 浩司	東峰 一馬

委員（9 名）

機関・団体・役職名	後任者	前任者
滋賀県剣道連盟 副会長	假屋 達彦	重松 隆
滋賀県剣道連盟 第 79 回国民スポーツ大会 実行副委員長	矢田 伸二	※新規
水口ライオンズクラブ 会長	大福 修平	三好 良二

湖南ロータリークラブ 会長	平松 隆一	野村 哲哉
公益社団法人水口青年会議所 理事長	山本 善重	林田 一晃
甲賀湖南交通安全協会 会長	井ノ口 伍堂	田中 庄吾
西日本旅客鉄道株式会社草津駅 駅長	木原 彰彦	高見 重光
日本郵便株式会社甲西郵便局 局長	永森 淳	北廣 崇
滋賀県立甲西高等学校 校長	遠藤 彰	吉嶋 幸子

監事（１名）

機関・団体・役職名	後任者	前任者
湖南市 会計管理者	東峰 一馬	奥村 裕

参与（４名）

機関・団体・役職名	後任者	前任者
湖南市議会 議員	立入 善治	※新規
湖南市議会 議員	小林 義典	※新規
湖南市議会 議員	澤田 厚	※新規
湖南市議会 議員	曾我部 一帆	※新規

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会 役員・委員名簿

令和 7 年 4 月 10 日現在

(順不同・敬称略)

(第 3 回総会以降に新任および役職変更等があった方については備考欄に「*」を記載)

会長 (1 名)

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
市関係	湖南市	市長	松浦 加代子	*

副会長 (4 名)

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
市関係	湖南市	副市長	中村 元則	*
市関係	湖南市教育委員会	教育長	法山 由紀子	*
市議会関係	湖南市議会	議長	上野 顕介	
スポーツ関係	湖南市スポーツ協会	会長	高橋 久夫	

常任委員 (33 名)

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
競技団体	一般財団法人滋賀県剣道連盟	会長	中野 正堂	
競技団体	湖南市剣道連盟	会長	奥村 展三	
競技団体	滋賀県バレーボール協会	副会長	團 初太郎	
スポーツ関係	湖南市スポーツ協会	副会長	福島 康男	
スポーツ関係	湖南市スポーツ推進委員会	委員長	谷口 康浩	
スポーツ関係	湖南市ちよいスポクラブ	会長	九條 親道	
スポーツ関係	滋賀県高等学校体育連盟剣道専門部	部長	嬉野 公人	
市民団体・各種団体	湖南市地域代表者会	会長	山中 邦夫	
医療・福祉関係	社会福祉法人湖南市社会福祉協議会	会長	谷口 繁弥	
教育・学校関係	湖南市小学校長会	会長	大濱 早苗	*
教育・学校関係	湖南市中学校長会	会長	谷口 浩美	*
産業・経済関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部	支部長	林 初広	
産業・経済関係	甲賀農業協同組合	代表理事組合長	池村 正	
産業・経済関係	湖南市商工会	会長	上西 保	
産業・経済関係	湖南市工業会	会長	小森 茂樹	
産業・経済関係	公益社団法人湖南工業団地協会	顧問	中作 佳正	
産業・経済関係	一般社団法人湖南市観光協会	会長	中澤 実仟盛	

輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県バス協会	専務理事	野村 義明	
警備・消防	滋賀県甲賀警察署	署長	橋本 登	*
警備・消防	甲賀広域行政組合消防本部	消防長	藤川 博樹	*
県関係	甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所）	所長	松原 峰生	
県関係	滋賀県甲賀土木事務所	所長	谷口 俊幸	*
会場関係	三幸株式会社名古屋支店	常務執行役員 支店長	土屋 幸成	
市関係	湖南市議会事務局	局長	西田 章彦	
市関係	湖南市総合政策部	部長	今村 典生	*
市関係	湖南市総合政策部	市長公室長	森村 政生	
市関係	湖南市総務部	部長	坂田 晃浩	
市関係	湖南市健康福祉部	部長	奥村 良道	
市関係	湖南市こども未来応援部	部長	竹内 範行	*
市関係	湖南市都市建設部	部長	橋本 徳雄	
市関係	湖南市環境経済部	部長	青木 浩司	*
市関係	湖南市上下水道事業所	所長	加藤 善彦	
市関係	湖南市教育部	部長	永坂 隆明	

委員（25 名）

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
競技団体	一般財団法人滋賀県剣道連盟	副会長	假屋 達彦	*
競技団体	一般財団法人滋賀県剣道連盟	専務理事	乙須 純一	
競技団体	一般財団法人滋賀県剣道連盟	第 79 回国民スポーツ 大会実行副委員長	矢田 伸二	*
競技団体	湖南市剣道連盟	理事長	井波 祐之	
スポーツ関係	湖南市スポーツ少年団	本部長	園田 徳治	
市民団体・各種団体	水口ライオンズクラブ	会長	大福 修平	*
市民団体・各種団体	湖南ロータリークラブ	会長	平松 隆一	*
市民団体・各種団体	公益社団法人水口青年会議所	理事長	山本 善重	*
市民団体・各種団体	公益社団法人湖南市シルバー人材センター	理事長	中川 弘史	
市民団体・各種団体	湖南市青少年育成市民会議	会長	井上 明保	
市民団体・各種団体	ボーイスカウト湖南第 1 団	団委員長	加藤 明博	
市民団体・各種団体	ガールスカウト滋賀県第 36 団	団委員長	林 ゆき	
医療・福祉関係	湖南市健康推進員協議会	会長	寛 篤子	
医療・福祉関係	湖南市甲西赤十字奉仕団	委員長	南 和江	
医療・福祉関係	湖南市石部赤十字奉仕団	委員長	内堀 ちず	

医療・福祉関係	一般社団法人甲賀湖南医師会	副会長	星山 俊潤	
医療・福祉関係	甲賀湖南歯科医師会	総務	芦田 健史	
医療・福祉関係	一般社団法人甲賀湖南薬剤師会	会長	古川 芳典	
医療・福祉関係	甲賀食品衛生協会	会長	大福 修平	
交通・インフラ関係	一般社団法人滋賀県タクシー協会	会長	田畑 太郎	
交通・インフラ関係	甲賀湖南交通安全協会	会長	井ノ口 伍堂	*
交通・インフラ関係	西日本旅客鉄道株式会社草津駅	駅長	木原 彰彦	*
交通・インフラ関係	日本郵便株式会社甲西郵便局	局長	永森 淳	*
警備・消防	湖南市消防団	団長	吉田 眞二	
教育・学校関係	滋賀県立甲西高等学校	校長	遠藤 彰	*

監事（2名）

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
市関係	湖南市監査委員	代表監査委員	渡邊 悦夫	
市関係	湖南市	会計管理者	東峰 一馬	*

顧問（2名）

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
県議会関係	滋賀県議会	議員	菅沼 利紀	
県議会関係	滋賀県議会	議員	柴田 栄一	

参与（34名）

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
市議会関係	湖南市議会	副議長	森 淳	
市議会関係	湖南市議会	議員	赤祖父 裕美	
市議会関係	湖南市議会	議員	望月 卓	
市議会関係	湖南市議会	議員	松原 栄樹	
市議会関係	湖南市議会	議員	松井 圭子	
市議会関係	湖南市議会	議員	加藤 貞一郎	
市議会関係	湖南市議会	議員	立入 善治	*
市議会関係	湖南市議会	議員	堀田 繁樹	
市議会関係	湖南市議会	議員	細川 ゆかり	
市議会関係	湖南市議会	議員	奥村 幹郎	
市議会関係	湖南市議会	議員	中土 翔太	
市議会関係	湖南市議会	議員	小林 義典	*

市議会関係	湖南省議会	議員	永田 誠治	
市議会関係	湖南省議会	議員	副田 悦子	
市議会関係	湖南省議会	議員	川波 忠臣	
市議会関係	湖南省議会	議員	澤田 厚	*
市議会関係	湖南省議会	議員	曾我部 一帆	*
市関係	湖南省教育委員会	教育長 職務代理者	伊藤 真昭	
市関係	湖南省教育委員会	教育委員	岩城 見一	
市関係	湖南省教育委員会	教育委員	古川 美智子	
市関係	湖南省教育委員会	教育委員	平松 彩	
報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局	総局長	四倉 幹木	
報道関係	日本放送協会大津放送局	局長	小磯 亮	
報道関係	株式会社京都新聞社甲賀支局	支局長	立川 真悟	
報道関係	一般社団法人共同通信社大津支局	支局長	三好 典子	
報道関係	株式会社産業経済新聞社大津支局	支局長	土塚 英樹	
報道関係	株式会社中日新聞社大津支局	支局長	岩佐 和也	
報道関係	びわ湖放送株式会社	取締役 経営戦略本部長	松本 圭司	
報道関係	株式会社毎日新聞社大津支局	支局長	藤田 文亮	
報道関係	株式会社読売新聞社大津支局	支局長	茨木 崇志	
報道関係	株式会社時事通信社大津支局	支局長	清家 太郎	
報道関係	株式会社滋賀報知新聞社	代表取締役社長	富田 正敏	
報道関係	株式会社 ZTV 滋賀放送局	取締役放送局長	楠橋 康博	
報道関係	株式会社エフエム滋賀	編成制作部部長	糸井 孝実	

会長 1 名、副会長 4 名、常任委員 33 名

委員 25 名、監事 2 名、顧問 2 名、参与 34 名

計 101 名

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省実行委員会 事務局員名簿

実行委員会	役職	氏名
事務局長	部長	今村 典生
事務局次長	次長	山元 達俊
事務局員	課長	山岡 敦
	係長	松下 昌幸
	主査	田中 一樹
	主任主事	柴田 一步
	主事	中島 このみ
	主事	高山 広夢

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会
令和 6 年度事業報告（案）

1 会議等の開催

（1）総会

第 3 回総会（令和 6 年 4 月 24 日 甲西文化ホール）

【審議内容】

- ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会令和 5 年度事業報告
- ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会令和 5 年度収支決算
- ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会令和 6 年度事業計画
- ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会令和 6 年度収支予算

（2）第 3 回常任委員会（令和 6 年 4 月 24 日 甲西文化ホール）

【審議内容】

- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市識別用品整備要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市遺失物・拾得物取扱要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市保険加入要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市ボランティア募集要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市観光・おもてなし実施要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市案内所・休憩所設置要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市歓迎装飾実施要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市売店設置運営要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市弁当調達要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市弁当調製施設選考基準
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市弁当調製施設募集要領
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市医療救護対策要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市感染症（防疫）対策要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市食品衛生対策要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市環境衛生対策要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市輸送交通業務実施要項
- ・わた SHIGA 輝く国スポ湖南市消防防災・警備業務実施要項

（3）専門委員会

第 4 回総務企画専門委員会（令和 6 年 9 月 25 日 市役所 3 階大会議室）

2 わた SHIGA 輝く国スポ剣道競技リハーサル大会（令和6年7月28日 湖南省総合体育館）



3 先催県視察調査

（1）SAGA2024 剣道競技視察（佐賀県神埼市）令和6年9月27日～30日



（2）SAGA2024 バレーボール（知）競技視察（佐賀県鳥栖市）令和6年10月25日～26日



（3）SAGA2024 神崎市事業概要説明会への出席 令和6年12月23日～24日



4 広報啓発活動

(1) 十二坊トレイルラン 令和6年4月21日



(2) 三幸感謝祭 令和6年5月3日



(3) 第17回湖南市夏まつり 令和6年8月3日



(4) 第8回湖南省スポーツフェスティバル 令和6年9月22日



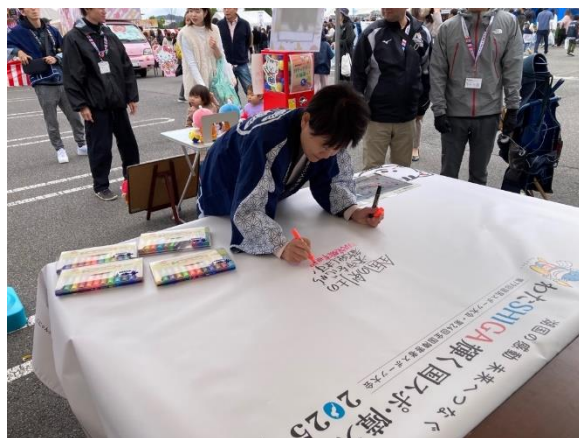
(5) ゆらら感謝祭 令和6年11月9日



(6) みんなのスポーツ Festival!～わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開催1年前イベント～
令和6年11月16日



(7) 湖南省秋まつり 2024 令和6年11月23日



(8) 市内小中学校への出前講座（市内全小中学校で実施中）



5 市内国スポ・障スポ啓発広告物について

(1) 甲西駅階段装飾



(2) のぼり旗



(3) ボールペン



(4) 缶バッジ



(5) 資料袋



6 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市プロジェクトチームについて
令和6年7月18日発足 (PTメンバー29名 令和7年4月10日現在)



7 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市協賛企業・団体一覧

協賛者	協賛品
甲西陸運株式会社	協賛金
西村建設株式会社	顔出しパネル・横断幕・のぼり旗
マルエスグループ	協賛金
湖南ロータリークラブ	横断幕・チラシ・キンボール一式
藤森工業株式会社	看板
甲賀高分子株式会社	のぼり旗
湖南整形外科こやまクリニック	のぼり旗
株式会社サンエー	資料袋
株式会社サンエージョイント	資料袋
江洲運輸株式会社	協賛金
株式会社近江商運	協賛金
有限会社ツーティー	ミニタオル
園田商事株式会社	こなん米
千代工業株式会社	協賛金
電元社トーア株式会社近江工場	協賛金

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会 令和6年度収支決算（案）

1 収入

収入	予算額	決算額	比較	内容
市負担金	21,940,000	13,053,000	▲8,887,000	湖南省市負担金
協賛金	100,000	730,000	630,000	法人からの協賛金
繰越金	717,692	717,692	0	令和5年度繰越分
雑収入	0	28,089	28,089	国スポリハーサル大会 会場使用料分担金・預金利子
合計	22,757,692	14,528,781	▲8,228,911	

2 支出

科目	予算額	流用額	予算現額 (A)	決算額 (B)	比較 (A) - (B)	内容
(1) 総務費	220,000		219,230	77,520	141,710	
①会議費	66,000		66,000	28,335	37,665	総会、常任委員会、専門委員会開催に係る経費等
②事務局費	154,000	▲770	153,230	49,185	104,045	事務局費、執務室運営に係る経費等
(2) 開催準備費	4,491,692		4,491,692	2,996,696	1,494,996	
①調査費	1,291,000		1,291,000	850,656	440,344	先催県視察費等
②広報啓発費	3,200,692		3,200,692	2,146,040	1,054,652	広報啓発物品製作費等
(3) 競技運営費	18,046,000		18,046,770	9,159,377	8,887,393	
①競技会準備費	3,000,000	20,320	3,020,320	3,020,320	0	輸送計画作成委託業務等
②競技会運営費	15,046,000	▲19,550	15,026,450	6,139,057	8,887,393	リハーサル大会運営費等
合計	22,757,692		22,757,692	12,233,593	10,524,099	

【収入額】14,528,781円 ― 【支出額】12,233,593円＝2,295,188円（令和7年度への繰越額）

上記のとおり提出します。

令和7年4月3日
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
湖南省市実行委員会 会長 松浦 加代子

監査報告書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会会則第 17 条の規定に基づき、令和 6 年度事業報告及び収支決算について、証拠書類及び関係諸帳簿を監査した結果、適正に執行されていることを認めたので報告します。

令和 7 年 4 月 3 日

監 事 渡 皇 悦 天 

令和 7 年 4 月 3 日

監 事 奥 村 裕 

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
湖南市実行委員会 会長 松浦 加代子

**わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会
令和7年度事業計画（案）**

1 大会の開催

（1）国民スポーツ大会（正式競技）

開催種目	会場	種別	9/29 (月)	9/30 (火)	10/1 (水)
剣道競技	湖南市総合体育館	成年男子		●	●
		成年女子	●	●	
		少年男子	●		
		少年女子	●		

（成年男子 47 チーム、成年女子 16 チーム、少年男子 16 チーム、少年女子 16 チーム）

（2）国民スポーツ大会（デモンストレーションスポーツ）

競技名	日程	会場
キンボールスポーツ・レクリエーション	5月11日(日)	湖南市総合体育館
ウォーキングフットボール	6月1日(日)	甲賀高分子スタジアム

（3）全国障害者スポーツ大会（正式競技）※滋賀県が主体となって実施

競技名	日程	会場
バレーボール（知）	10月25日(土)～26日(日)	湖南市総合体育館

2 諸会議の開催

（1）実行委員会総会

- 第4回総会（4月10日（木））
- 解散総会（令和8年2～3月予定）
- 各専門委員会は必要に応じて実施

（2）後催県に対する事業概要説明会

- 12月18日（木）～19日（金）予定
- 後催県：青森県七戸町、宮崎県高千穂町、長野県中野市

3 大会開催に向けての準備

競技団体、滋賀県、施設管理者及び大会関係者と随時連絡調整しながら準備を進める。

(1) 競技に関すること

- 競技役員・補助員
 - ・競技会場にて競技を運営する役員（競技団体）、審判及び競技補助員（県内高校生を予定）の編成・委嘱を行う。
- 競技会係員（実施本部）
 - ・市職員及びボランティアで編成
 - ・受付案内、総合案内所、チーム案内、医療救護、練習会場、ふるまい、休憩所、弁当、環境美化、駐車場整理等の業務を実施する。
- 組合せ抽選会
 - ・9月上旬に東京で開催される剣道競技の組合せ抽選会に参加する。
- 大会参加受付
 - ・剣道競技に出場する監督・選手の参加申込み受付業務を実施する。
- 競技別プログラム
 - ・要項、競技日程及び組合せ等を掲載したプログラムを作成する。
- 識別用品
 - ・識別用品となる服飾は、県・市町実行委員会による共同購入および、市単独での製作を実施する。
 - ・服飾のほかADカードを準備する。
- 保険
 - ・損害賠償責任保険（施設賠償事故、医師等賠償事故、生産物賠償事故等）に加入し、競技会場等の仮設物等による事故、医療行為等による事故、飲食物に起因する事故に備える。
 - ・傷害保険に加入し、競技役員、競技補助員、競技会係員等の事故に備える。
- 交通・警備
 - ・大会を円滑に開催・運営するため、車両等の交通誘導及び競技会場屋外（売店等）の夜間警備等を実施する。
- 輸送・駐車場
 - ・駐車場は、親水公園駐車場を中心に湖南市総合体育館周辺の駐車場を借用し、必要な車両の収容スペースを確保する。
 - ・大会を円滑に開催・運営するため、競技役員の輸送（主に宿舎～競技会場）及び一般観覧者の輸送（甲西駅～競技会場）などについて、計画バスやシャトルバス等による輸送を行う。
 - ・バス車両については、県内市町分を含め県が一括して調整のうえ確保し、県が委託する委託業者から市町へ斡旋がなされ、市町は必要台数を確保する。

○ 弁当

- ・競技会場等で業務に従事する競技役員、競技補助員、競技会係員等に弁当を支給する。
- ・監督・選手、視察員等に対しては、弁当の斡旋を行う。

○ 医療・救護

- ・医師・看護師を配置する。

○ 練習会場

- ・選手が練習を行う場所として、甲西高校体育館・武道場、甲西中学校体育館・武道場、甲西北中学校体育館・格技場を使用する。

○ お成り

- ・皇族の御観覧がある場合は、競技会場内のロイヤルボックスや控室の設置、お出迎え業務などを実施する。

(2) おもてなしに関すること

○ 総合案内所

- ・大会期間中、総合案内所を設置し、来訪者の案内や観光PRを実施する。

○ 売店

- ・大会期間中、競技会場屋外に売店（国スポ関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物など）を設置する。

○ ふるまい

- ・おもてなしコーナーで市内特産品、市に馴染みのある飲食物等を提供する。

(3) 広報・市民協働に関すること

○ 大会ホームページ、SNS、市報による情報発信

- ・各種媒体を活用し、随時情報発信を行う。

○ 啓発活動

- ・市内イベントを中心に国スポ・障スポ啓発を行う。

○ 歓迎装飾の実施

- ・競技会場などに横断幕やのぼり旗を設置し、選手等の来訪者を歓迎する。

○ 都道府県応援のぼり旗

- ・市内小中学生に作っていただいた都道府県応援のぼり旗を競技会場に設置し、選手等の来訪者を歓迎する。

○ 学校観戦の実施

- ・全国から訪れる剣道競技のトップアスリートの試合を間近で観戦することで、スポーツへの興味・関心を高めることにつなげる。

○ 観戦ガイドブックの作成

- ・剣道、バレーボールの観戦ポイント並びに市内の飲食・特産品等の魅力を発信するため、参加店舗を掲載した「観戦ガイドブック」を作成し、監督・選手や一般観覧者などへ配布する。

- 大会報告書の作成
 - ・大会の成果の記録及び保存のため、大会報告書を作成する。
- 運営ボランティア
 - ・6月頃まで募集を継続する。
- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市協賛制度
 - ・大会直前まで募集を継続する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会
令和7年度収支予算（案）

1 収入

【単位：円】

科 目	予 算 額	備 考
市 負 担 金	212,882,000	湖南市負担金
協 賛 金	500,000	個人・法人等からの協賛金
繰 越 金	2,295,188	前年度繰越金
雑 収 入	272,000	売店出店料、預金利息等
合 計	215,949,188	

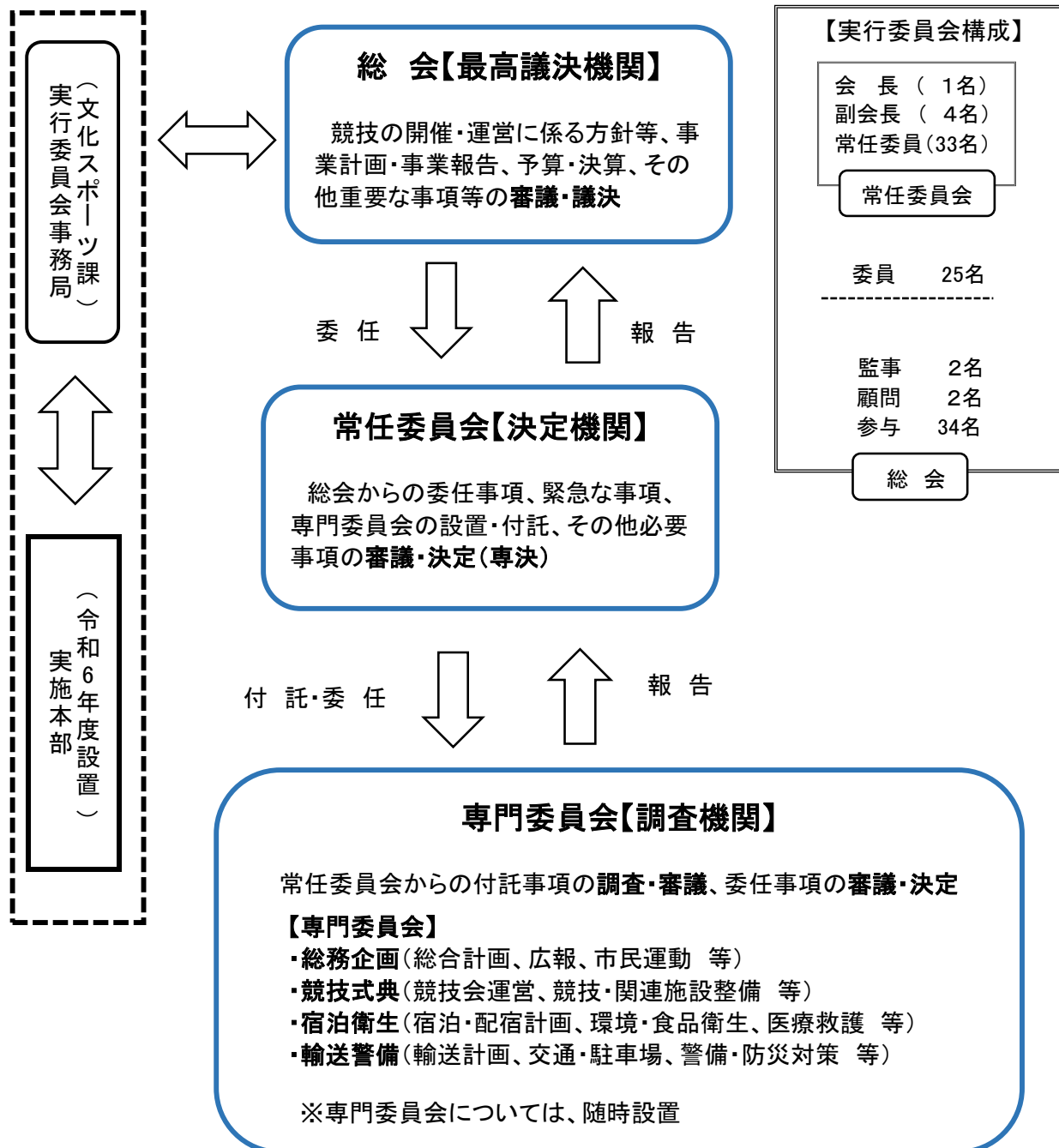
2 支出

【単位：円】

科 目	予 算 額	備 考
総 務 費	612,000	
会 議 費	151,000	総会、常任委員会、専門委員会等開催費
事 務 局 費	461,000	契約収入印紙代・事務局用消耗品
開 催 準 備 費	7,621,188	
調 査 費	168,000	剣道競技組合せ抽選会旅費
広 報 啓 発 費	7,453,188	広報啓発物品作成費・イベント開催費等
大 会 運 営 費	207,716,000	
運 営 総 務 費	63,290,000	表彰、識別用品、歓迎装飾、参加記念品、おもてなし、運営用物品、大会報告書、観戦ガイドブック、輸送・弁当・警備管理運営業務、合同配宿負担金等
競 技 運 営 費	144,426,000	競技役員交通費、競技用物品、プログラム、弁当、保険、会場設営・撤去業務、バス借上げ業務等
合 計	215,949,188	

令和7年4月10日現在

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南市実行委員会組織図



〔国民体育大会開催基準要項 第25項〕

開催県及び会場市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて設置する。

【令和4年7月22日 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会 第1回総会決定】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、湖南省で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 市を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、湖南省市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成された時までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他、重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

- 8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 9 会長は、災害その他特別の理由により会議を招集できないと認めるときは、議決を要する事項および議決日をあらかじめ通知し、書面により表決する方法によりこれを決することができる。この場合において、当該議決日を会議の開催日とし、当該書面の提出があった者を出席者とみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置、専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の承認を得て、湖南市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年7月22日から施行する。

(書面又は電磁的記録による同意)

2 第11条、第12条及び第13条において会長が、会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなす。

【令和 4 年 7 月 22 日 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会 第 1 回総会決定】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第 2 条 専門委員会の名称並びにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 役員は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(任期)

第 5 条 専門委員の任期はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ湖南省市実行委員会が解散するときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門委員が就任時におけるそれぞれの所属する団体又は機関等の役職を離れた場合は、専門委員を辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

3 会長は専門委員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員長等の職務)

第 6 条 委員長は専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は出席委員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、代理人に議決を委任した専門委員は出席したものとみなす。

4 専門委員会は必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会会員」という。）を持って構成する。

3 第3条から第7条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中の「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは、「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月15日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 広報及び市民協働に関すること。 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 食品衛生及び環境衛生に関すること。 3 医事衛生に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送警備 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送警備に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。